

資料 1 提案事項

令和 6 年 3 月 2 6 日
都市整備部都市計画課

部会の設置について

1 名称

板橋区都市計画審議会 板橋区都市づくりビジョン改定部会

2 部会の役割

板橋区都市づくりビジョンの改定にあたり、板橋区都市計画審議会の下部組織として、都市計画等の専門的な知見から調査審議を行い、その経過及び結果を板橋区都市計画審議会に報告する。

3 設置期間

令和 6 年度から次期板橋区都市づくりビジョン策定まで(令和 7 年度末を予定)

4 設置根拠

【東京都板橋区都市計画審議会条例(抜粋)】

(部会)

第 8 条 審議会は、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、部会を置くことができる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、板橋区規則で定める。

【東京都板橋区都市計画審議会条例施行規則(抜粋)】

(部会)

第 6 条 条例第 8 条に規定する部会は、審議会の会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員をもって組織する。

(部会長)

第 7 条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により、これを定める。

2 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、並びに部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

3 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。